

医療法人澄心会 岐阜ハートセンター 面会規程

(目的)

第 1 条 この規程は医療法人澄心会 岐阜ハートセンターにおける入院患者への面会について必要な事項を定め、入院患者に精神的な安定、治療意欲や身体機能の向上、また患者および院内の安全を確保することを目的とする。

(面会時間)

第 2 条 入院患者に面会することができる時間は、一般病棟 14 時～20 時、集中治療室 11 時～11 時 30 分、15 時～15 時 30 分とする。ただし、患者の状態により、担当医師が認める場合はこの限りではない。

(面会場所)

第 3 条 入院患者の病室内（多床室ではベッドサイド）、及びラウンジとする。

(面会者)

第 4 条

- ・面会は家族・親族（事前に申し出のあった近親の方、身の周りのお世話をする方を含む）を基本とする。
- ・集中治療室においては、1 回の面会につき 3 名までとする。
- ・集中治療室においては、15 歳以上の方を基本とする。
- ・ただし、患者の状態により、担当医師が認める場合はこの限りではない。

(面会受付)

第 5 条

- ・一般病棟においては、入院患者の入院病棟ナースステーション前に設置した様式に氏名、面会開始時間を記載し、病棟スタッフに声をかけてから入院病室に入る。
- ・集中治療室においては、入りロインターホンにて受付をおこなう。

(面会の条件)

第 6 条

- ・面会者は不織布マスクを装着し、病室への入室前後に手指衛生（手指消毒、または手洗い）を行う。
- ・面会者に発熱や感染症を疑う症状（咳嗽、咽頭痛、全身倦怠感、嘔気・嘔吐、下痢等）がない。

(面会者の遵守事項)

第7条 面会者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(当院の定める迷惑行為に準ずる)

1. 静粛を旨とし、他の患者に迷惑を及ぼさないよう努めること。
2. 入院患者に面会する者は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - ・酒気を帯びて面会すること。
 - ・面会中に喫煙すること。
 - ・許可なく、食べ物・生花を持ち込むこと。
 - ・病院内での写真や動画の撮影をすること。

3 病院は、面会者が規定に違反、またはそのおそれがあると認めるときは、直ちにその面会を中止させることができる。

(面会の制限)

第8条

- ・入院患者が感染症を発症、または、発症者と同室（濃厚接触者）であった場合。
- ・入院患者の入院病棟で感染症の集団発生が起きた場合。
- ・周辺地域における新興感染症等の発生状況により、病院が面会制限の必要性を判断した場合。

(周知方法)

第9条 本規程は以下の方法によって患者、家族等面会者に周知を行う。

- ・院内掲示
- ・病院ホームページ掲載

附則

この規程は、2026年6月1日から施行する。